

令和6年度宮崎県人権啓発センターだより 「じんけんの風」制作等業務に係る企画提案競技実施要領

令和6年3月14日
宮崎県人権同和対策課

1 目的

宮崎県人権啓発センターだより「じんけんの風」制作等業務（以下「本業務」という。）の受託候補者選定に係る企画提案競技について、必要な事項を定めるものである。

2 委託内容

令和6年度宮崎県人権啓発センターだより「じんけんの風」制作等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 契約上限額

金1,760,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

- 制作費のほか、情報収集や打合せに要する費用、発送の費用等全ての経費を含む。
- 分割払いとし、年2回の発行（7月・11月）ごとに履行状況を確認の上、請求に基づいて支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和6年12月27日（金）まで

5 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿の「G-01 平版活版」又は「S-03 デザイン制作」に登録している者であること。
- (3) 過去2年間にカラー8ページ以上の情報誌（月刊等）に係る制作実績を有する者であること。
- (4) 宮崎県内に本店又は営業所を置く者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 県税に未納がない者であること。
- (8) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- (9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 公告 | 令和6年3月21日（木） |
| (2) 企画提案競技参加申込書の提出期限 | 令和6年4月12日（金）午後5時 |
| (3) 質問等の提出期限 | 令和6年4月22日（月）午後5時 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和6年4月30日（火）午後5時 |
| (5) プレゼンテーション（ヒアリング） | 令和6年5月9日（木） |
| (6) 審査結果の通知 | 令和6年5月13日（月） |
| (7) 契約締結 | 令和6年5月20日（月） |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙様式1）を提出すること。

①提出先

下記11を参照

②提出期限

令和6年4月12日（金）

③提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後に問合せ先（下記11を参照）に電話連絡をすること。）

(2) 質問等

企画提案競技及び仕様書についての質問等がある場合は、企画提案競技質問票（別紙様式3）を提出すること。

①提出先

下記11を参照

②提出期限

令和6年4月22日（月）午後5時

③提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後に問合せ先（下記11を参照）に電話連絡をすること。）

④質問等への回答

質問等への回答は、原則として受付日から2日以内（閉庁日は除く。）に質問者へ電子メールで送付する。また、軽微なものを除き、その内容は、企画提案競技参加者全員に電子メールで通知する。（質問者名は公開しない。）

(3) 企画提案書の提出

①企画提案書の内容

前記2の「委託内容」を参照の上、下表により作成し、提出すること。

	内 容	説 明
ア	表紙案	<ul style="list-style-type: none"> ・情報誌名、キャッチコピー、目次等をレイアウトすること。 ・案は、企画提案競技後の修正にも対応できるようにすること。（A4で1ページ）
イ	「特集」企画案	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書別紙「じんけんの風」構成イメージ中、1 特集「働く人と人権」の企画案として、見出し、リード及び記事を作成すること。（A4で1ページ） ・オリジナルではない文章等を用いる場合、又は参照する場合には、出典元や参照元を明らかにすること。 ・県内での取組事例や有識者のコメント等を掲載予定の場合、企画提案時点での関係者等からの承諾は要しないが、掲載内容案を示し、実現可能性について説明すること。
ウ	提案（任意）	本誌の啓発効果をより一層高めるための企画や工夫があれば、任意様式で提案すること。
エ	所要の経費に係る見積書 ※上限額 =1,760,000円 （税込）	次の経費をはじめ、想定される経費を計上すること（任意様式）。 <ul style="list-style-type: none"> ・企画費（取材経費含む。）、編集費、デザイン料（DTP作成、校正料、刷版料含む。） ・印刷料 ・製本、加工料 ・用紙代 ・梱包材の費用、送料その他 ・宛名は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、業務名は、本業務名とする。
オ	誓約書	別紙様式2に記入・押印すること。

カ	情報誌（月刊等）	過去2年間に制作したカラー8ページ以上の実際の発行物。
---	----------	-----------------------------

②提出書類

企画は1案のみとし、それぞれ正本1部、副本4部を提出すること。
（副本はコピーでも構わない。なお、オは1部のみで可。）

③提出先

下記11を参照

④提出期限

令和6年4月30日（火）午後5時

⑤提出方法

持参又は郵送

郵送の場合は、郵便書留又はそれと同等の手段により提出すること。

(4) プレゼンテーション（ヒアリング）

①日時 令和6年5月9日（木）

②場所 宮崎県庁8号館6階 人権同和対策課 研修室

③実施方法

ア プレゼンテーションは、1者当たり説明10分、質疑10分の計20分とする。

イ 各者の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は、事前に通知する。

(5) 審査項目

①人権への配慮

- ・人権に配慮した企画意図・内容になっているか。
- ・県民の人権に関する関心、問題意識を掘り起こし、人権尊重の意識を高めるものか。

②表現力・文章力

企画・意図を踏まえるとともに、人権を身近に感じることのできる平易な表現や工夫がなされているか。

- ・わかりやすい表現・読みやすい文章となっているか。
- ・特集記事は、実施要領8(3)①イを踏まえたものとなっているか。

③デザイン力・独創性

- ・県民の興味・関心を惹きつける内容、印象に残るデザインやレイアウトか。
- ・独創性に富み、印象に残る見やすく分かりやすいデザインやレイアウトか。
- ・表紙は実施要領8(3)①アを踏まえたものとなっているか。

④確実性

- ・所要経費の見積は適切か。
- ・情報収集、インタビューの実施に必要な取材体制等を整えているか。

(6) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(7) 審査結果の通知

令和6年5月13日（月）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(8) 参加資格の喪失

① 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加資格を失うものとする。

- ア 当該手続の参加資格要件を満たさなくなったとき
- イ 企画提案書を期限までに提出しないとき
- ウ 企画提案書の内容が、仕様書又は条件に明らかに適合しないとき
- エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- オ 提案の内容が、契約上限額を超えているとき
- カ アからオに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

② 上記①に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 県は、受託候補者と企画提案書の内容に基づき、その内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を締結する。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の参加者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を締結する。

10 その他

- (1) 企画提案競技への参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出物された書類は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で参加者に無断で使用しない。
- (3) 委託業務は、県と受託候補者との協議等に基づいて行うことから、企画提案の内容と実際の制作内容は異なる場合がある。
- (4) 本業務で生ずる著作物の所有権及び著作権等のすべての権利は県に帰属するものとし、県で別途発注する印刷物等（他事業者が作成する場合を含む。）において使用できるものとする。
- (5) 著作権法等の法令を遵守するものとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、受託者が負うこととする。

11 書類提出先及び問合せ先

〒880-8501 宮崎市橘通東 2-10-1（県庁 8 号館 6 階）
宮崎県総合政策部人権同和対策課 啓発・研修担当
電 話 0 9 8 5 - 3 2 - 4 4 6 9
F A X 0 9 8 5 - 3 2 - 4 4 5 4
電子メール jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp

宮崎県総合政策部人権同和対策課 啓発・研修担当 行き
F A X : 0 9 8 5 - 3 2 - 4 4 5 4
電子メール : jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp

企画提案競技 参加申込書

(令和6年度宮崎県人権啓発センターだより「じんけんの風」制作等業務委託)

令和6年 月 日

会 社 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス	
担 当 者 名	
過去2年以内に制作した カラー8ページ以上の情 報誌(月刊等)の名称	

※ 確認のため、電子メール又はファックス送信後に下記まで連絡をお願いします。
(電話 : 0 9 8 5 - 3 2 - 4 4 6 9)

令和6年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

〒

名称

印

(法人の名称及びその代表者職氏名)

誓約書

私は、令和6年度宮崎県人権啓発センターだより「じんけんの風」制作等業務に係る受託候補者選定企画提案競技への参加に当たり、下記の参加資格の要件を全て満たす者であることを誓約します。

※チェック欄（□にチェックを入れてください。）

- 宮崎県に本店又は営業所を置く者
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- 県税に未納がない者
- 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

宮崎県総合政策部人権同和対策課 啓発・研修担当 行き
F A X : 0 9 8 5 - 3 2 - 4 4 5 4
電子メール : jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp

企画提案競技 質問票

(令和6年度宮崎県人権啓発センターだより「じんけんの風」制作等業務委託)

令和6年 月 日

会 社 名	
担 当 者 氏 名	
電子メールアドレス(回答先)	

NO	事項	内容
1	(例) 仕様書の「4(5)制作内容」 について	
2		
3		

- ※ 確認のため、電子メール又はファックス送信後には、下記に連絡をお願いします。
(電話 : 0 9 8 5 - 3 2 - 4 4 6 9)
- ※ 欄が不足する場合には、適宜追加してください。